

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

公 告

- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(水道局)……………一
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………(同)……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………(同)……………三

公 告

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に

ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年四月八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

六〇一八 坂本設備 坂本晃一郎 文京区大塚 平成二二
六丁目二十 八年十二
四番十四一 月十日
二三〇三号

五八七六	永山商店	永山 哲雄	葛飾区東四 つ木一丁目 十八番十四 号ファース トマンション 三〇三号	令和二年 十一月二 十八日	六〇五六	株式会社 荻原工建	荻原 宣佳	神奈川県相 模原市南区 磯部千四百 十八番地十 七号	同年二月 五日
九五九二	エヌ・ハ ドル	鳴海 津一	狛江市中泉 一丁目二十 一番十一号 メゾンベル ーフ二〇三	同年十二 月三十一 日	六一八一	株式会社 丸松	佐藤 仁一	杉並区久我 山二丁目二 十三番三十 一号	同日
五六八七	有限会社 光栄設備 工業所	船内 邦夫	世田谷区北 沢五丁目二 十四番十五 号	令和三年 一月二十 日	五七八一	株式会社 シモンソ ル	下福 克代	千葉県船橋 市薬田台二 丁目二番四 号	同月九日
五七六六	有限会社 翔美	寺本 ルミ	杉並区上荻 一丁目十七 番七号	同月二十 八日	一一四四	山澤水道 工事店	山澤 凱典	目黒区洗足 一丁目七番 九号	同月十五 日
五七一〇	有限会社 竜設備	鈴木 孝	神奈川県相 模原市緑区 鳥屋八百四 十二番地三	同月三十 日	五八一二	株式会社 シテイラ イフ	佐藤 軍仁	目黒区鷹番 二丁目十五 番十二号	同月十六 日
六二〇〇	有限会社 葵設備工 業	高橋 剛	千葉県市川 市本北方二 丁目三十三 番十六号	同日	五五五七	株式会社 政和工業 所	和田 正夫	神奈川県横 浜市鶴見区 獅子ヶ谷一 丁目三十番 三十九号	同月二十 五日
四一九八	有限会社 佐々木設 備	佐々木鉄治	青梅市長淵 八丁目八番 地の五	同月三十 一日	八三五八	水木設備	瀧澤 清	羽村市神明 台一丁目七 番地十三	同日
五二三九	積和建設 西東京株 式会社	山田 孝司	町田市下小 山田町二千 七百二十番 地四	同日	九七一六	株式会社 清水建設 工業	清水 邦明	小平市花小 金井七丁目 三番二十四 号	同月二十 六日
五六五八	石井興業 株式会社	石井 龍輔	千葉県千葉 市緑区土気 町千五百十 九番地九	同日	六二二四	有限会社 ダン設計	渡邊 繁男	板橋区三園 二丁目十四 番二十六号 ブルンネン 西高島平三 〇二	同月二十 八日

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の休止の届出があった。

令和三年四月八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 休止年
月日

五九九九 株式会社 三井 均泰 足立区扇三 令和二年
アトム 丁目十九番 十月二十
一号

東京都指定給水装置工事事業者の事業再開に
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の再開の届出があった。

令和三年四月八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 再開年
月日

二七三〇 株式会社 内野 隆一 国分寺市戸 令和三年
内野工務 倉二丁目十 二月十七
店 五番地十五 日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001

